

大阪市告示第114号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年2月3日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年2月4日（火）から同月5日（水）まで
	令和7年2月12日（水）
	令和7年2月18日（火）から同月20日（木）まで
	令和7年2月25日（火）
	令和7年2月27日（木）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年2月2日（日）	午前7時30分から 午後11時まで
	令和7年2月7日（金）から 同月9日（日）まで	午前8時から 午後9時まで

令和7年2月14日（金）から 同月16日（日）まで

令和7年2月21日（金）から 同月23日（日）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）